

埼玉バーチャル観光大使事務局・SNS等での情報発信運営業務委託仕様書
(企画提案用)

1 委託業務名

埼玉バーチャル観光大使事務局・SNS等での情報発信運営業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)まで

3 委託料

4,983,000円(消費税額及び地方消費税を含む)

4 目的

埼玉県(以下「県」という。)は、近年若者から注目を集めているVTuberの発信力に着目し、県内観光資源を若者に向けてPRするVTuberを埼玉バーチャル観光大使として任命している。

本業務は、埼玉バーチャル観光大使に関する事務局を設置し、SNS等を活用して埼玉観光を盛り上げることである。

5 仕様

(1) 埼玉バーチャル観光大使事務局の設置・運営

- ① 埼玉バーチャル観光大使特設サイト及び観光課ホームページからの問い合わせに関する一次対応を行い、令和6年3月25日まで事務局で問い合わせに対応できる体制を整えること。
- ② 事務局専用のメールアドレスを開設すること。専用メールアドレスについては、令和6年3月25日まで利用できる体制を整えることとし、県が設置する埼玉バーチャル観光大使特設サイト及び観光課ホームページに掲載することとする。
- ③ 外部から埼玉バーチャル観光大使のイラストの利用申請(申請イメージは別紙のとおり)があった場合、申請内容・申請書の添付書類に不備がないか確認すること。不備がある場合は県と協議の上、受託者から申請者に対して修正を促し、不備がない申請書類一式に整え、県に提出すること。
申請手続の詳細については受託者決定後、県と協議の上、決定する。

【参考】埼玉バーチャル観光大使特設サイト

<https://chocotabi-saitama.jp/vtuber/>

(2) 埼玉バーチャル観光大使Twitterの運営

- ① 埼玉バーチャル観光大使のTwitterについて、県と協議の上、契約期間中の運営を行うこと。提案にあたっては、実施体制・運営方法について具体的に提案すること。

【埼玉バーチャル観光大使Twitter】

https://twitter.com/saitama_vtuber

- ② Twitterの運営・投稿にあたっては、県・埼玉バーチャル観光大使と連絡を取り合い、調整した上で行うこと。
 - ③ 埼玉バーチャル観光大使のTwitterのアカウントフォロワー数が最大になるようなTwitter運営を提案すること。提案にあたっては、広告やキャンペーンなどの具体的な計画（広告等の実施時期、期待される効果）を示すこと。また、キャンペーン等に必要素材は受託者が内容を適宜、県に確認の上、製作すること。
 - ④ 企画提案にあたっては、Twitter運営のアカウントフォロワー数の目標値を示し、その目標値に向けた具体的な計画を示すこと。
- (3) 集客イベントや大型集客施設等での情報発信
- ① 埼玉バーチャル観光大使の新たなファン層獲得のため、集客イベントや大型集客施設等において埼玉バーチャル観光大使の動画を放映するため、対象のイベント及び情報発信時期（目安で構わない）を提案すること。
 - ② 放映にあたっては、施設側担当者と調整し、放映のために必要となる費用を支払うこと（動画制作費用は含まない）。
 - ③ 放映する回数について、委託料の範囲で可能な回数を提案すること。
- (4) 定例会の実施
- ① Twitter広告運用の分析結果や投稿スケジュールについて、県・埼玉バーチャル観光大使と毎月打ち合わせを設定すること。
 - ② 定例会の実施にあたっては運用レポートを作成し、受託者が議事録を作成すること。
- (5) 業務完了報告書の提出
- 業務完了後、遅滞なく、実施結果を取りまとめ、業務完了報告書として提出すること。
- (5) その他
- 上記（1）～（3）まで内容を踏まえ、埼玉バーチャル観光大使が、県内外の注目を集め、より効果的に実施されるような取り組みがあれば、提案すること。

6 委託料の支払い

原則精算払い。

ただし、受託者から希望があれば、概算払いもできる。

7 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）、肖像権等は全て県に帰属する。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

8 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、「個人情報の保護に関する法律【第 51 条改正後】（改正個人情報保護法）」の適用を受けるものとする。
- (5) 本業務終了後に契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は県に返還するものとする。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 県が受託者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (9) 本仕様書に定めるもののほか、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。